

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園
管 理 運 営 業 務 仕 様 書

千歳市市民環境部市民生活課

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園管理運営業務仕様書

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園（以下「末広霊園」という。）の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によります。

第1 趣旨

本仕様書は、末広霊園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について、必要な事項を定めるものとします。

第2 霊園の管理に関する基本的な考え方

末広霊園を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うものとします。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（以下「埋葬法」という。）その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分理解した上で管理を行う。
- (2) 霊園設置の目的を効果的に達成するとともに、墓参者に対する質の高いサービスの提供を行う。
- (3) 業務で知り得た個人情報の保護を徹底する。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、管理運営費の削減に努める。

第3 施設の概要

(1) 名称

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園

(2) 場所

千歳市稲穂2丁目15番地・16番地

(3) 規模

敷地面積

・千歳市末広第1霊園	32,998㎡
・千歳市末広第2霊園	32,997㎡

(4) 主な施設

・休憩所	1棟（平屋建20.5㎡）
・公衆トイレ	1棟
・駐車場	2か所
・あずまや	1棟
・骨箱置場	1か所
・水汲み場	2か所
・屋外灯	6灯

(5) 区画数（貸付件数）

・千歳市末広第1霊園	1,530区画（1,368件）
・千歳市末広第2霊園	1,477区画（1,285件）

区画数と件数が一致していないのは、1件で2区画以上の貸出を行っているため。

第4 指定管理者が行う業務の範囲に関する事項

指定管理者は、施設の維持管理のため「管理運営業務の内容及び範囲」及び「施設管理業務仕様書」に掲げる業務を行ってください。

(1) 指定管理者が行う業務

ア 管理業務

霊園管理全般及び異常の有無の確認。

「管理運営業務の内容及び範囲」のとおり。

・施設管理業務等

「施設管理業務仕様書」のとおり。

・未広霊園管理業務等

・未広霊園整備業務

・未広霊園じん芥処理業務

・未広霊園除雪業務

イ 案内業務

霊園内の案内。

第5 業務の基準に関する事項

(1) 開設日時等

開設期間及び開設時間は次のとおりとします。

ア 開設期間 5月1日から10月31日までとします。

イ 開設時間 午前8時45分から午後5時15分までとします。

ただし、10月以降は、午前8時45分から午後4時15分までとします。

ウ 休日 原則として平日に交代で取得するものとし、常時1名が管理業務にあってください。

エ 閉鎖期間 11月1日から翌年4月30日までとします。

(2) 管理員の配置

ア 5月1日から8月10日、8月17日から10月31日は 1人

イ 8月11日から16日(お盆)、9月21日から9月25日(お彼岸) 2人以上

第6 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

第7 法令等の遵守

未広霊園の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づいて行わなければなりません。

また、市の環境に関する方針に準じて、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるとともに、市が行う諸施策に協力してください。

ア 墓地、埋葬等に関する法律

イ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

- ウ 千歳市霊園及び墓地条例
- エ 千歳市霊園及び墓地条例施行規則
- オ 千歳市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- カ 個人情報保護に関する法律
- キ 千歳市個人情報保護条例

第8 施設の運営に関すること

(1) 職員教育等

- ア 職員に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施してください。
- イ 個人情報の保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ってください(指定管理者及び職員には千歳市個人情報保護条例が適用されます)。

(2) 施設の維持管理

別表「千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園施設管理業務」及び「施設管理業務仕様書」により行ってください。

(3) 経理事務

- ア 電気、上下水道等の公共料金については、指定管理者の名義変更手続きを行い、請求に基づき支払期限内に支払事務を行ってください。
- イ 管理業務を専門業者に委託する場合には、契約書を作成し業務内容、支払等を明確にしてください。

(4) 再委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできません。
ただし、警備業務や管理業務の内保守点検業務においては、専門業者に委託することができます。

(5) 事業の報告等

指定期間中は、「第9業務の実施に関すること」(2)の事項について、報告書を作成し市に提出してください。ただし、市が必要と認めるときは、随時報告を求めることができます。

報告書及び管理に関する帳票は常に整理し、5年間保管してください。

報告書の様式については、協定を締結した後に提示します。

(6) 施設の改修

- ア 施設の修繕にあたっては、見積額が1件1万円未満については、指定管理者の負担により修繕を行ってください。
- イ 1万円以上の修理については、市と協議してください。ただし、指定管理者の所有に係る物品の修繕については、指定管理者の負担により行ってください。
- ウ 指定管理者は霊園使用者・墓参者サービスの向上につながると判断される場合は、市の承認を得て、自らの負担で施設改修を行うことができます。ただし、指定管理者の指定期間満了時は現状に復してください。
- エ 修繕の負担区分に疑義が生じた場合は、速やかに市と協議してください。

(7) 備品の取扱

指定管理者が、指定期間中に任意で購入した備品等については、指定管理者の所有

に属するものとします。

(8) 現状回復

指定管理者は、指定期間が満了、指定が取り消された場合、又は協定が解除された場合は、市の指示に基づき、施設等を原状回復してください。

(9) 指定管理者が負担する運営費用

本仕様書で市が負担することを定めた費用以外の費用は、指定管理者に指定された際に締結する管理業務に関する協定書に規定する指定管理料に含むことから、指定管理者の負担とします。

(10) 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議してください。

第9 業務の実施に関すること

業務の実施にあたっては、次の事項に留意してください。

(1) 総則

ア 墓参者の心情に配慮し、接遇及び言動等には十分な注意を払うとともに、サービスの向上に努めてください。

イ 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意し、第三者に不快の念を与えないようにしてください。

ウ 業務に実施にあたっては、名目のいかなを問わず第三者から金品を收受しないでください。

エ 業務における事故、第三者による加害が発生したとき、これらの事態の発生が明らかに予見できるときは、適切な処置を講ずるとともに、速やかに市に報告し指示を仰いでください。

オ 墓参者の意見、苦情に対し、誠意を持って対処してください。

(2) 事業の報告等

指定期間中は、毎月、次の事項を翌月の10日までに、市に報告してください。

ア 末広霊園管理業務報告書

第10 調査・指示への対応

(1) 指定管理者は、市から求められたときは、施設、物品、各種帳簿等の実地調査の指示に従わなければなりません。

(2) 指定管理者は、市から指定管理者の業務又は経理について指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

第11 その他業務実施上の留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各事項に留意して円滑に実施してください。

(1) 公の施設であることを念頭において、公平な管理を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になる管理は行わないでください。

(2) 市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等にあたり指定管理者

の協力が不可欠な場合は、市の要請に迅速かつ誠実に対応してください。

- (3) 指定期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設管理業務が遂行出来るよう引き継ぎを行ってください。
- (4) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、その都度市と協議してください。

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園施設管理業務

業 務 名	内 容
管理業務	管理人1人を配置し、供物下げ等園内清掃、草刈り、樹木管理、休憩施設の管理 (5月～10月) 詳細 管理運営業務の内容及び範囲
整備業務	緑地帯の草刈り(年2回)、3月彼岸時の供物下げ 詳細 千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園整備業務仕様書
じん芥処理業務	園内からのじん芥を5月～11月・3月の期間収集を行う 詳細 千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園じん芥処理業務仕様書
除雪業務	12月～3月までの駐車場除雪 3月彼岸時の内部園路除雪 詳細 千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園除雪業務仕様書

管理運営業務の内容及び範囲

千歳市市民環境部市民生活課

管理運営業務の内容及び範囲

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園において、指定管理者が行う管理業務の内容及び範囲等はこの仕様書によります。

1 指定管理者が行う業務

指定管理者は、施設の維持管理のために次の業務を行うものとします。

この場合、維持管理の範囲は、共用施設部分についてであり、使用者の責任において維持管理されている各墓碑は含まないものとします。

また、除草等の清掃作業については、業務内容以外においても積極的に行い、常に霊園内の環境美化に努め、墓参者に不快感を与えないようにしてください。

(1) 園内の緑地帯の草刈り及び樹木の維持管理

ア 園内緑地帯の草刈り業務

緑地帯等の草刈り業務を、次の 1 内容（霊園整備業務）のとおり行ってください。それ以外の時期においては、草の状況を見て適宜実施してください。

また、墓碑前の参道も実施してください。

草刈りの実施方法については、敷地の状況に応じて機械草刈り及び人力草刈りにより実施する。特に、お盆、お彼岸の時期は墓参者が多くなることから重点的に行ってください。

1 内容（霊園整備業務）

- ・緑地帯の草刈り 6月中旬から8月上旬の間2回以上実施
- ・園路草刈り 8月上旬実施

イ 園内及び園周の樹木の剪定と病虫害防除

・サクラ、ヒバ等の高木は、墓碑及び墓参者の障害とならないように剪定を行ってください。

モンタナ松等の低木については、美観を損なわないように適宜剪定を行ってください。

・園周に植栽している樹木の枝が参道及び市道の歩道上に伸びて、墓参者や通行人の障害となっている場合は、剪定及び枝払いを行う。また、カラスの巣についても、確認次第、除去してください。

・病虫害予防は、必要に応じ薬剤を散布し、予防に努めてください。

もし、薬剤散布する場合は、市に連絡するとともに、周辺の住宅及び墓参者、通行人に迷惑にならないように実施してください。

ウ 危険木等の管理

危険木、枯木等が発生した場合は、伐採を実施する。倒木等により、人体、周辺施設等に被害が及ぶことのないよう、管理してください。

エ 除草対象区域（別紙図面中青色表示）

(2) 園内の清掃に関すること

ア 園内清掃

・園内を回り、ごみや供物の収集を行う。基本的に週1回以上実施することとし、

お盆、お彼岸時の墓参者が多い時期は、随時行い、園内の環境美化に努めてください。（特に、カラスによる供物の飛散に注意してください）

- ・ごみ収集は、所定の分別を行いごみ集積所に集積してください。
- ・作業は、墓参者等の迷惑にならないように十分配慮するとともに、ごみ集積所（ごみ箱）付近を清潔に保ってください。

また、供花・供物の処理にあたっては、墓参者の心情を配慮し、回収には十分留意してください。

イ じん芥の収集

ごみ集積所のごみは、市の収集業者に収集を委託する等適正に処理してください。

- ・じん芥収集期間 5月～11月及び3月
- ・収集回収及び回収量 「千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園じん芥処理業務仕様書」のとおり

ウ 骨箱の回収

墓碑に納骨した後の骨箱・骨壺は、第1霊園内の駐車場から墓地に入る入口付近に物置を設置し骨箱置場としているので、利用者に案内してください。

骨箱置場の骨箱・骨壺は、潰したり砕いたりし、燃えるごみ（骨箱、包布）と燃えないごみ（骨壺）に分別を行ってください。

園内のごみ集積所に捨てる人もいるので、そのような骨箱は、骨箱置場に納めてください。

エ 骨箱の回収日程

- ・回収期間 4月から11月まで（4月1回、5月2回、6月2回、7月3回、8月3回、9月2回、10月1回、11月1回の計15回）

骨箱については、木箱、布等の可燃物と骨壺等の不燃物に分別しておく。

オ 除雪業務

「千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園除雪業務仕様書」により実施してください。

（3）施設の維持管理及び補修

施設は常に清潔に保つよう清掃を行うとともに、盗難等の被害を未然に防止するための必要な措置を講ずること。

施設設備については、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて修繕を行うこと。

ア 屋外（公衆）トイレの管理

末広霊園は、自由に出入できるため、夜間のいたずら等を防ぐ意味でも勤務終了時に、屋外トイレシャッターを閉じて、翌始業時に再び開ける。

ただし、8月12日～15日のお盆の時期は、早朝・夕刻の墓参で使用するためシャッターは開けたままにしておく。

清掃をこまめにし、常に清潔に保ってください。使用する墓参者に不愉快な気分を与えないようにしてください。虫の死骸が多くなる時期は、特に注意してください。トイレトーパー、清掃用品等は、指定管理者が補充してください。

また、トイレの水の止まりが悪く、水が流れっ放しの状態になることがあるので、

毎日、水廻りの管理を行い、異常があれば速やかに対処し、必要があれば修理等を行ってください。

閉園している間に後部にある電気室で結露が発生することがあるので、入口の扉を開閉し室内を乾燥させておくようにしてください。

毎日、閉鎖時間になったときは、内部に墓参者がいないことを確認してから、シャッターを閉じてください。

イ トイレの凍結防止

公衆トイレの凍結防止のため、水落を行うとともに、便器と器具（管）等に不凍液を注入し凍結を防いでください。

ウ 水汲み場及び水桶の管理

水汲み場に、水桶を置いてあるので、水桶が散在しないよう常に整理・整頓するとともに、それぞれの水汲み場に一定数の水桶を置き、数が偏らないよう、整理してください。

冬期間は紛失・破損の恐れがあるため、水桶は閉鎖前に管理小屋に回収してください。

また、水汲み場付近に、ごみ等が捨てられている場合があるので、回収してごみ箱に捨ててください。

エ あずまや・桶台の修理

あずまやの屋根のペンキや部分修理、桶台の修理、ごみ箱のペンキ塗りなどは、特に修理のための費用は措置していないので、原材料等を購入し、必要な補修を行ってください。

オ 水道の一時停水・開栓

霊園閉鎖とともに、各水汲場の散水栓で水落しを行い、蛇口部分を外し保管してください。各水汲場の水落が完了したら水道局（料金課整理係）に止水栓による一時停水を依頼してください。

水落しの一連の作業が完了したら、各水汲場に水道を止めている旨表示してください。

翌年の開園前に水道局に止水栓の開栓を依頼するとともに、各水汲場に蛇口を取り付け、散水栓を開き、水汲場が使用できるようにしてください。

カ 墓碑建立場所の確認及び建立後の清掃確認

4月以降、石材業者が、墓碑建立・改修工事に着手するので、墓碑建立・改修にあたっては墓所の確認を、建立後は、墓所周辺がきちんと清掃されているかの確認を行ってください。

(4) お盆時の駐車スペースの確保と交通整理

お盆時期の駐車スペースを確保するため、駐車場への案内誘導を実施するとともに、事故を防止するため、交通整理を実施してください。

(5) 防犯・防災対策等

ア 施設内での事故発生の防止に努めてください。

イ 緊急時等の対応及び防犯・防災対策についてマニュアルを策定し、職員の指導を行ってください。

(6) 霊園内の営業行為

石材業者の営業行為については、市や指定管理者が都度業者に指導することはせず、苦情があった場合には、市から石材業者等に連絡することになっています。

(7) 石材業者の斡旋

石材業者は、あくまでもお客様が自らの判断で選択するものなので、市の窓口でもどこの業者が良いなどということは絶対に言わないことになっています。

指定管理者においても、石材業者に不公平な取扱いや、業者との癒着を疑われるような行為は厳に慎んでください。

(8) 園内巡回

園内を常に巡回し、無届けによる墓碑工事や駐車場・園内へのごみの不法投棄を発見したら、速やかに市に連絡してください。

(9) 敷地内の管理

墓参者が安全に利用できるよう、駐車場など敷地内の管理・点検を行ってください。

(10) その他

来園者の案内、管理小屋の清掃については、適宜行ってください。

施 設 管 理 業 務 仕 様 書

千歳市市民環境部市民生活課

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園管理業務等仕様書

この仕様書は、千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園（以下「末広霊園」という。）の管理業務等の仕様について定めます。

1 対象施設

所在地 千歳市稲穂2丁目15番地、16番地
名称 千歳市末広第1霊園、千歳市末広第2霊園

2 業務の時間及び休日

- (1) 委託業務の時間は、午前8時45分から午後5時15分までとします。
ただし、10月以降は、午前8時45分から午後4時15分までとします。
- (2) 休日は、原則として平日の交代で取得するものとし、常時1人が管理業務にあたらなければなりません。

3 管理人の配置

- (1) 5月1日から8月10日、8月17日から10月31日 1人
(2) 8月11日から16日（お盆）、9月21日から9月25日（お彼岸）2人以上

4 業務内容

(1) 園内草刈業務

緑地帯等の草刈業務を、次の時期に適宜行ってください。また、墓参道の草刈についても、管理人が行ってください。

- ・緑地帯の草刈業務 6月中旬から8月上旬の間に2回以上実施
- ・園路草刈 8月上旬実地

(2) 園内及び園周の樹木の剪定

園内に植栽している樹木の枝が参道に伸び、墓参者の障害となっている場合は、剪定を行ってください。

また、園周路・防風林帯に植栽されている樹木についても、枝が伸び参拝の支障になっている場合は、枝払い等を行ってください。

(3) じん芥関係業務

園内を回り、墓参者の供物等をごみ箱に集めてください。特に8月のお盆、9月のお彼岸の時期はカラスによる供物の飛散を防ぎ園内の美観を保つため、多目に周回し回収してください。

市が、じん芥収集業務を、収集業者へ委託していたときのごみ収集の回数は次のとおりです。

5月	不燃・可燃	各	2回
6月	不燃・可燃	各	2回
7月	不燃・可燃	各	2回
8月	不燃・可燃	各	4回

9月	不燃・可燃	各	2回
10月	不燃・可燃	各	1回
11月	不燃・可燃	各	1回
3月	不燃・可燃	各	1回（お彼岸後）
計	不燃・可燃	各	15回

（４）骨箱の回収

・末広霊園に納骨した後の骨箱・骨壺は、末広第1霊園内の駐車場から墓地に入る入口付近に物置を設置し骨箱置場としているので、利用者に案内をしてください。

・園内のごみ箱に捨てる方もいるので、そのような骨箱は、管理人が骨箱置場に納めてください。

・骨箱の収集は、業者が行います。管理人は収集日に合わせ、燃えるごみ（骨箱・包布）と燃えないごみ（骨壺）に分け、箱や壺は潰したり砕いたりして容積を小さくして保管しておいてください。

・骨箱・骨壺の回収に係る業者との契約日程は、次のとおりです。

現在は、千歳市葬祭場からのじん芥搬出日程と調整を図り搬出しています。

・回収期間 4月から11月まで（4月1回、5月2回、6月2回、7月3回、8月3回、9月2回、10月1回、11月1回の計15回）となっています。

骨箱については、木箱・布等の可燃物と骨壺等の不燃物に分別しておいてください。

（５）屋外トイレの管理

末広霊園は、自由に出入できるため、夜間のいたずら等を防ぐ意味でも管理人勤務終了時に、屋外トイレシャッターを閉じて、翌始業時に再び開けるようにしてください。

ただし、8月12日～15日のお盆の時期は、早朝・夕刻の墓参で使用するためシャッターは、開けたままにしてください。

トイレットペーパー、清掃用品等は、指定管理者が補充してください。

また、トイレの水の止まりが悪く、水が流れっ放しの状態になることがありますので、毎日、水廻りの管理を行い、異常があれば速やかに、市民生活課へ連絡してください。

（６）水汲み場及び水桶の管理

水汲み場に、水桶を置いてあるので、この水桶が散在しないよう整理をしてください。それぞれの水汲み場所に一定数の水桶を置いてありますので、数が偏らないよう、整理をしてください。冬期間は紛失・破損の恐れがあるので、水桶は委託業務完了前に管理小屋へ回収してください。

また、水汲み場付近に、ごみ等が捨てられている場合がありますので、回収してごみ集積所（ごみ箱）へ捨ててください。

（７）墓碑建立場所の確認及び建立後の清掃確認

4月以降、石材業者が、墓碑建立・改修工事に着手するので、墓碑建立・改修に

あたっては墓所の確認を又建立後は墓所周辺がきちんと清掃されているかの確認を行ってください。

(8) 霊園内の営業行為について

石材業者の営業行為については、市や指定管理者が都度業者に指導することはせず、苦情があった場合には、市から石材業者等に連絡することとしています。

(9) 石材業者の斡旋について

石材業者は、あくまでもお客様が自らの判断で選択するものなので、市の窓口でもどこの業者が良いなどということは絶対に言わないことになっております。管理人においても、石材業者に不公平な取扱や、業者との癒着を疑われるような行為は厳に慎んでいただきます。

(10) 園内巡回

園内を常に巡回し、無届けによる墓碑工事や駐車場・園内へのごみの不法投棄を発見したら、速やかに市に連絡してください。

(11) その他

来園者の案内、管理小屋の清掃については、適宜行ってください。

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園整備業務仕様書

この仕様書は、千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園（以下「末広霊園」という。）の草刈、清掃及び廃棄物の処理業務委託の仕様について定めます。

1 対象施設

所在地 千歳市稲穂2丁目15番地、16番地

名称 千歳市末広第1霊園、千歳市末広第2霊園

2 業務内容

(1) 樹林・緑地帯の草刈り

末広霊園の外周にある緑地帯の草刈りは、6月中旬から8月上旬の間に2回以上実施してください。

(2) 園路草刈り

8月上旬に実施してください。

(3) 園内清掃業務

お彼岸（9・3月）及びお盆時期において、その期間中供物下げ等の園内清掃を行ってください。

(4) 樹木及び花壇整備

樹林及び花壇の雑草等を取り除き、状況に応じて適切な手入れを行ってください。

(5) 3月お彼岸時期の除雪（ゴミ箱周辺）

年1回、3月のお彼岸前にあわせ実施してください。

(6) 冬囲い、樹木の手入れ

樹木及び花木等の冬囲いは、10月末までに、竹・ムシロ・縄等を使用して行ってください。取外しは、気候を考慮して3月末に適宜行ってください。

3 霊園の保守管理

樹木等が霊園利用者及び他の施設に影響を及ぼす恐れがあるときは、適宜枝払いを行ってください。

4 業務実施予定日と報告

業務の実施にあたっては、事前に市に報告し、承認を受けてください。

5 業務報告

業務完了後、書面により市に報告してください。

6 安全対策

業務処理にあたっては、作業従事者にヘルメットを着用させるなど十分な安全対策を講じ、事故防止に努めなければなりません。

7 廃棄物の処理

業務の実施により排出される廃棄物は、必ず可燃ごみ、不燃ごみに分別して、ごみ集積所（ごみ箱）へ集積しなければなりません。

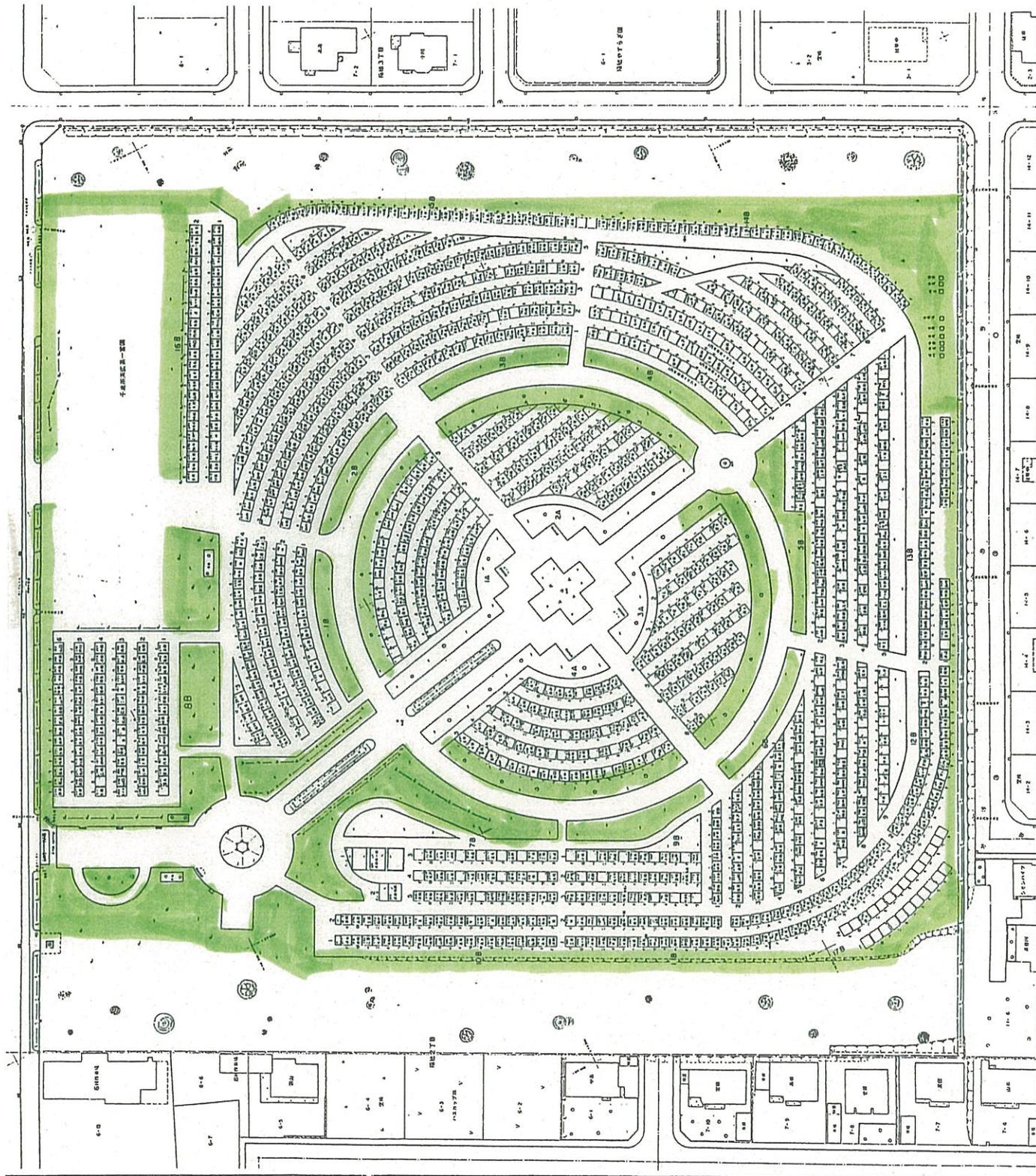
8 業務処理上の注意

- ・業務処理にあたっては、墓石・縁石その他の施設を破損しないよう細心の注意を持って行ってください。
- ・墓碑その他の施設を破損したときは、受託者が損害を賠償するものとします。
- ・墓碑賠償額については、墓碑等の所有者又は管理者と直接に協議するものとします。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、市と受託者双方協議のうえ決定し、決定事項については、覚書その他の文書で確認するものとする。

綠地帶草刈域

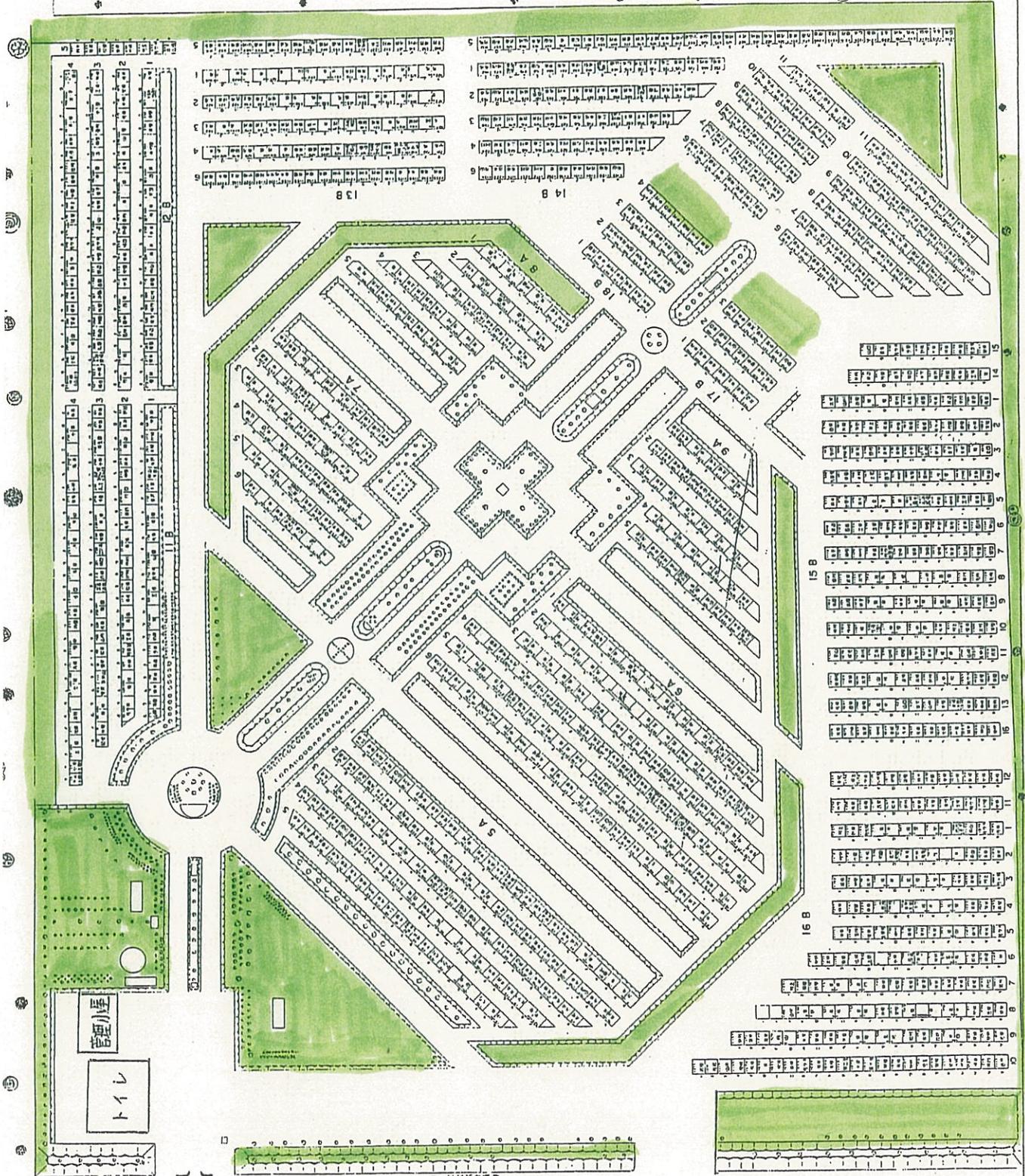
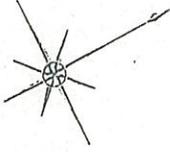


SHUNSUKE

11-12
11-11
11-10
11-9
11-8
11-7
11-6
11-5
11-4
11-3
11-2
11-1
11-0
11-1
11-2
11-3
11-4
11-5
11-6
11-7
11-8
11-9
11-10
11-11
11-12

11-1
11-2
11-3
11-4
11-5
11-6
11-7
11-8
11-9
11-10
11-11
11-12

緑地帯草刈域



末広高台通

千歳末広第1霊園・千歳市末広第2霊園じん芥処理業務仕様書

この仕様書は、千歳末広第1霊園・千歳市末広第2霊園のじん芥処理業務委託の仕様について定めます。

1 対象施設

所在地 千歳市稲穂2丁目15番地、16番地

名称 千歳市末広第1霊園、千歳市末広第2霊園

2 じん芥搬出日程

じん芥搬出は、可燃ごみ・不燃ごみに分けて、次の回数のとおり搬出してください。

・ 5月	可燃・不燃	各	2回	4.0 t
・ 6月	可燃・不燃	各	2回	3.5 t
・ 7月	可燃・不燃	各	2回	3.0 t
・ 8月	可燃・不燃	各	4回	10.0 t
・ 9月	可燃・不燃	各	2回	3.5 t
・ 10月	可燃・不燃	各	1回	1.5 t
・ 11月	可燃・不燃	各	1回	3.0 t
・ 3月	可燃・不燃	各	1回	1.5 t
合計			各15回	30.0 t

3 その他

この仕様書に定めのない事項については、市と受託者双方協議のうえ決定し、決定事項については、覚書その他の文書で確認するものとします。

千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園除雪業務仕様書

この仕様書は、千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園（以下「末広霊園」という。）の除雪業務の仕様について定めます。

- 1 対象区域 千歳市末広第1霊園・千歳市末広第2霊園
千歳市稲穂2丁目15番地・16番地
除雪区域については、別紙の除雪図面とおり。

2 業務内容

- (1) 除雪用ポールを事前に霊園内の必要カ所に設置する。
- (2) 駐車場（別紙図面中緑色表示）
冬期間中霊園墓参者が利用できるよう除雪を行う。
除雪は、12月・2月・3月は各月2回以上、1月は3回以上行ってください。3月の除雪は彼岸前及び彼岸中に各1回以上とします。各月の除雪回数は、降雪の状況等により調整してください。
- (3) 内部園路（別紙図面中青色表示）
3月の彼岸時に1回以上除雪してください。
- (4) 排雪は、霊園内の空地に集積してください。
- (5) 除雪予定時間は、駐車場は11時間、内部園路は12時間を目安とします。

3 業務処理上の注意

- (1) 業務処理にあたっては、墓石・縁石その他の施設を毀損しないよう細心に注意を持って行ってください。
- (2) 除雪に要する車両の運転等は、大型特殊自動車運転免許の有資格者が行ってください。
- (3) 墓碑その他の施設を毀損してときは、受託者が損害を賠償するものとします。
- (4) 損害賠償額については、墓碑等の所有者又は管理者と直接に協議してください。
- (5) 除雪機の運転にあたっては、黄色回転灯表示・誘導員配置など十分な安全対策をとらなければなりません。

4 業務報告

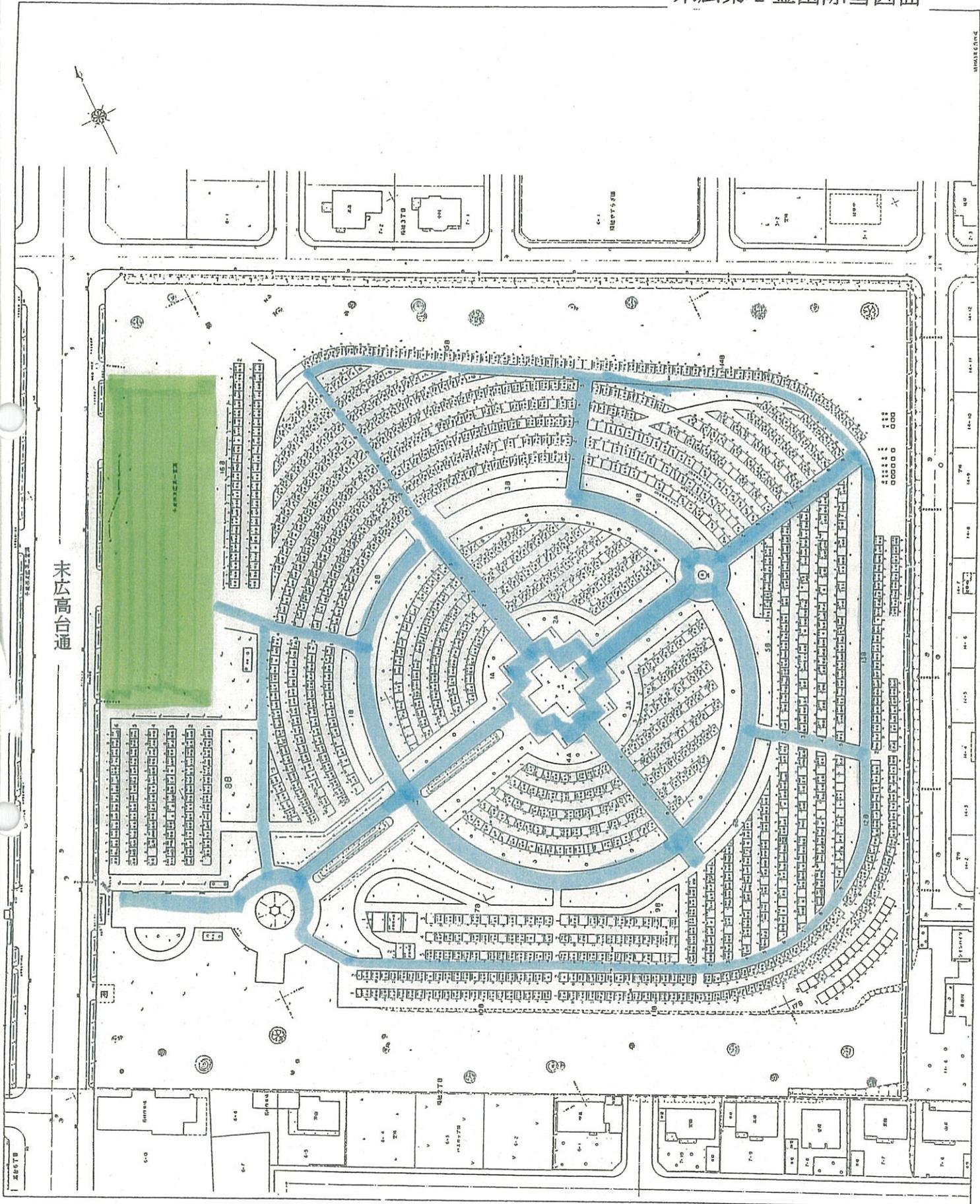
受託者は、業務を行うにあたり、事前に日程調整を行ってください。

受託者は、業務が完了したとき実績報告書を提出しなければなりません。実績報告書には、1回の除雪業務毎に、実施月日、業務内容、業務時間等を必ず記入してください。

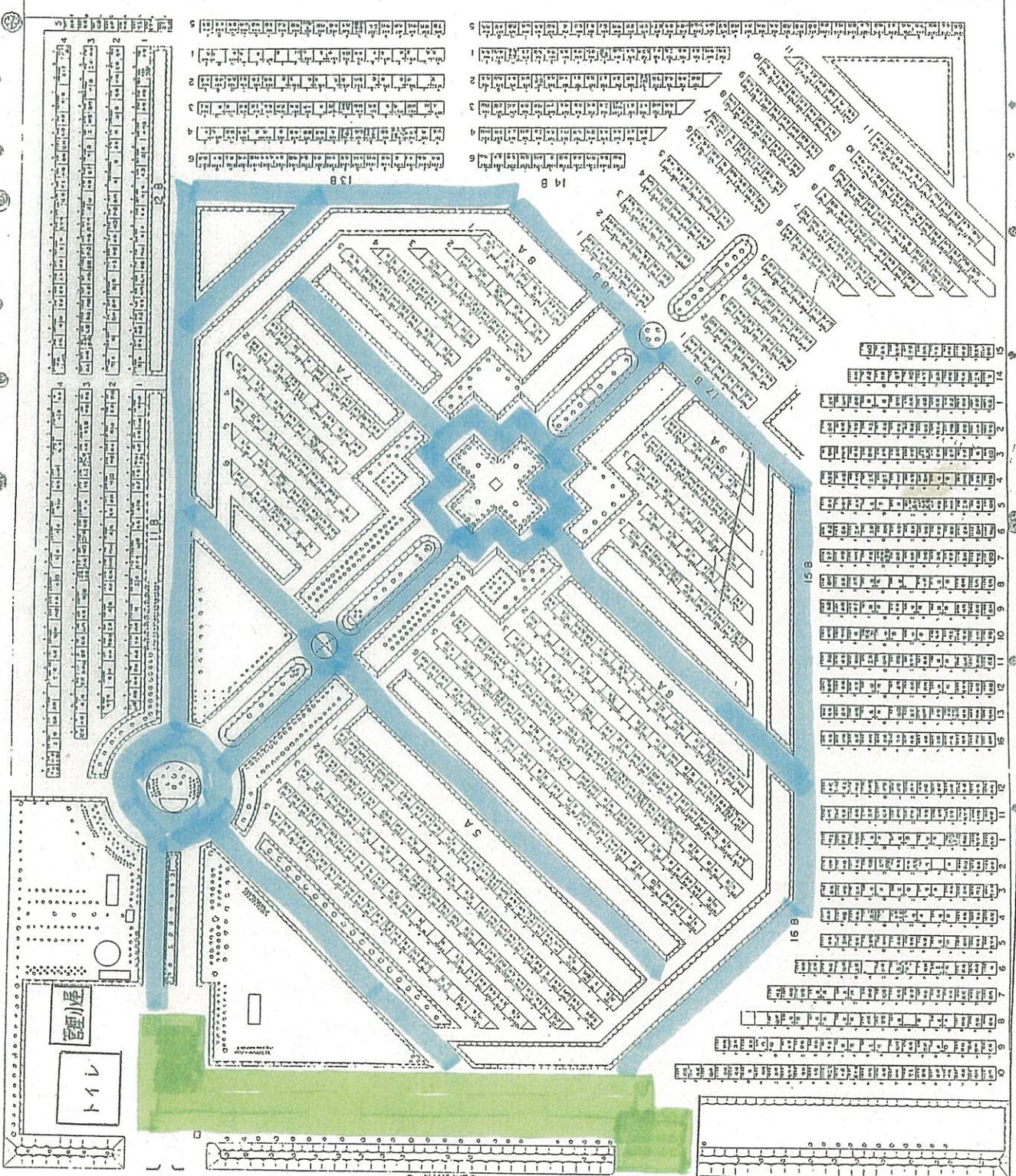
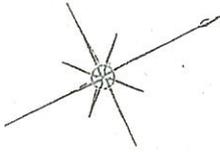
5 その他

業務の遂行に疑議が生じたときは、業務担当員の指示によるものとします。

末広第1霊園除雪図面



末広第2 霊園除雪図面



管理小屋
トイレ

末広高台通